

# 平成 30 年度 社会福祉法人 遠野市保育協会事業計画

当協会も設立から 45 年を迎え、市内全域での保育園の経営及び全小学校区における児童館・児童クラブの受託運営を行い、遠野市における子育て支援を实践する重要な位置付けを担う法人となっております。ついては、社会福祉法人として市民の期待や負託にこたえるべくその役割を十分に果たしていかなければなりません。

昨年度は社会福祉法人制度改革の趣旨に沿い、ガバナンスや財務規律の強化、更には事業運営の透明性の向上などに対応してまいりました。特に、平成 31 年度からの会計監査人導入に向けた事前調査に基づく指導も受けてまいりました。法人制度改革は終わったのではなく、これからの各法人の取組の成果が問われていると言われております。このようなことを踏まえ、今年度は経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上などの更なる強化を図るとともに、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、地域福祉への貢献にも積極的に取組み、今回の制度改革で要請されている事項に対応し、社会福祉法人の使命を果たしていきます。

子育て家庭を取り巻く環境は、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加などにより、子育ての負担や不安を抱えるとともに、仕事と子育ての両立が課題となる保護者が増加傾向にあります。また、保護者の就労形態の多様化などにより、子育てに関する支援のニーズが高まり、協会の役割は益々増大しています。

このような状況を受け、当協会においても、市の施策との連携を図りながら、保育協会の経営理念に沿って職員一人ひとりがその自覚を持ち、質の向上と多様なニーズへの対応に努め“夢をつむぐ子育て支援”を目指してまいります。

更には、3 年目となる第 2 期遠野市保育協会健全経営計画（元気プラン）の適正な進行管理を行うとともに、前期中間年となることから計画の検証を行い、状況に応じては見直しもしていくこととしております。

以上のことを踏まえ、自らの経営体質を強め、持続可能な法人となるよう、次のような取り組みを行ってまいります。

## 1 法人運営（事務局）

### (1) 社会福祉法人制度改革への対応

制度改革への対応において、経営組織のガバナンスの強化では、会計監査人導入のための定款を含めた諸規定の見直しを行うとともに、会計監査人の導入を図る条件の一つとして指導されております会計基準の適正な移行処理に基づいた基本財産の減価償却（固定資産台帳）の適切な評価を行います。事業運営の透明性の向上や財務規律の強化も引き続き適正に対応してまいります。

また、「地域における公益的な取組」の実施する責務を果たすため、市社会福祉協議会を始めとした社会福祉法人との連携を深め、地域共生社会の実現に向けた取組みを推進してまいります。

### (2) 第 2 期健全経営計画（元気プラン）の的確な推進

当協会を取り巻く環境変化に速やかに対応するとともに、将来にわたり安定的な経営基盤

の確立を図ることを目的に、平成28年度に10ヵ年計画として策定した第2期元気プランに沿って事業の展開を行ってまいります。また、計画策定3年目（前期の中間年）となることから検証作業も行なってまいります。

特に、ここ1～2年の急激な出生数の減少は、本計画との乖離が大きく、法人経営にも大きく影響するので、運営費の再試算や鱒沢保育園の分園化など計画の見直しを検討してまいります。

### (3) 適正な会計処理と監査機能の充実

「社会福祉法人会計基準」に則した適正な会計処理に努めるとともに、会計監査人導入に向け、公認会計士の事前指導及び税理士による外部監査体制の強化を図ってまいります。

また、内部監査人を配置し内部監査機能の充実に努めます。なお、内部監査機能については、会計監査との兼ね合いもあることから監査の在り方・仕組み等について検討してまいります。

#### ①会計監査

ア 決算監査 1回（5月上旬）

イ 出納監査 3回（7月、11月、2月）

#### ②内部監査人

ア 年間を通して計画的に16拠点区分の指導・確認

### (4) 広報活動の強化と情報発信の取り組み

市民に当協会の事業や活動の内容を積極的にお知らせするため、次の方法により取り組んでまいります。

#### ①ホームページの内容充実

リニューアルしたホームページを活用し、各施設毎の情報を保護者や市民の方々に提供をしていきます。

#### ②協会広報誌「かたぐるま」の発行（年2回）

#### ③オリジナル番組「とおのっこバンザイ」の自主制作

毎月、各施設の持ち回りで、「3分番組」として自主制作し、遠野テレビで放映します。

#### ④「メール送信システム」（各保育園）の活用

行事のお知らせ、感染症情報、緊急時等の保護者への情報伝達を行い、保護者等との情報の共有を図ります。

### (5) 職員体制等

#### ① 人材の安定的な確保及び処遇改善

多様化するニーズに対応するとともに、質が高く、安定したサービスの提供を実施するためには、専門性の高い人材の確保が重要であることから計画的に人材確保に努め、保育園における入所児童数や児童館・児童クラブの利用児童数等に配慮した職員体制の充実を図っていきます。

また、魅力ある職場づくりや人材の確保を図る一手法として、給与等の処遇改善も必要であるので、運営費も含めた経営状況を勘案しながら検討してまいります。

② 人材の育成（研修等の充実）

組織内研修と組織外研修（派遣研修）を連動させ、勤務体制の工夫などによる体系的かつ計画的な研修機会の確保により積極的に研修等への参加を促し、職員の資質向上と人材の育成を図ります。更には、キャリアパス制度と連動した人材育成のシステム化により、職員の意識改革に努めていきます。

(6) 安全管理（リスクマネジメントの取り組み）

① 保育等の事故防止のために施設内外で想定される事故等のリスクを洗い出し、それがどのような場面で起きやすいのか、どれだけの頻度で発生しているのか、どのような結果を引き起こしているのかなど正しく分析し、再発防止や類似事故の発生予防に努めるとともに、施設内外の安全点検を行い、安全対策のために職員の共通理解やリスク感性を高めていきます。

② 災害等の発生に備え、地域と協働して危険箇所の点検や避難訓練を実施し、不測の事態に備えた防災対策に取り組みます。

また、市との災害支援協定締結による福祉避難所開設の協力など、災害に備え、連携を図っていきます。

③ 感染症やその他の疾病の発生予防に努めるのは勿論のこと、発生した際の拡大防止策を講ずることが重要であるので、手順・手技・情報発信等のマニュアルの再確認や嘱託医、市、保健所等との連携を強化していきます。

(7) 会議等の開催

① 理事会、評議員会の開催

法人運営の重要事項等についての審議・決議を行うため次のとおり開催する予定です。

開催予定日	会議名称	審議内容
6月5日(火)	第1回理事会	・平成29年度事業報告及び収支決算 ・社会福祉充実計画 ・評議員会の招集 等
6月21日(木)	第1回評議員会(定時)	・平成29年度事業報告及び収支決算 ・理事の選任 ・社会福祉充実計画 等
9月27日(木)	第3回理事会	・平成30年度一般会計補正予算 等
12月13日(木)	第3回理事会	・平成30年度一般会計補正予算 等
3月15日(金)	第4回理事会	・平成30年度一般会計補正予算 ・定款、諸規程の改正 ・平成31年度事業計画及び当初予算 等
3月22日(金)	第2回評議員会(臨時)	・定款変更 等

## ② 役員会の開催

役員の実行体制の強化及び情報の共有を図るため、適宜、役員会を開催します。

## ③ 「定例園長会議」・「児童館長等会議」の開催

保育園、児童館等法人施設間の連絡調整や相互連携を図るため、それぞれ毎月（各12回）開催します。

・参集範囲：理事長、各施設長等

## ④ 「福祉サービスに関する運営適正化検討会議」の開催

施設に寄せられた苦情、起こった事故等について、事例検証を行い意識、対応等の共有化に努め、事故防止や感染症の拡大防止等のリスクマネジメントのため、年2回（上期・下期）に開催します。

・参集範囲：正副理事長、苦情解決第三者委員（監事）、苦情解決責任者（各施設長）

## ⑤ 「契約等予定者選定委員会」の開催

工事及び備品購入等、適正な契約等予定者（業者）の選定を図るため開催します。（随時）

・参集範囲：選定委員の役員、該当施設長

## 2 保育園の運営

「児童ファースト」を全職員の合言葉として、「子どもたちと共に笑顔の花が咲く職場」を目指し全保育園で緊張感を持って保育及び運営に努めてまいります。

また、平成30年4月から施行となる新たな「保育所保育指針」の方向性を踏まえ、子どもの健康及び安全を確保しつつ、子どもの一日の生活や発達過程を見通し、保育の内容を組織的・計画的に実践してまいります。

### (1) 入所児童数の見込みと確保

平成30年度保育所入所受付児童数688名（宮守教育認定児童含む）は、昨年度当初入所児童数721名（同）より33名少ない人数でスタートします。

出生数減少のなか、地域偏在がより顕著になってきていますが、全保育園で入所児童の確保に努力していきます。

### (2) 保育の質向上への取り組み

入所している子どもたちの最善の利益を考慮し、安定した生活を送り、発達の過程に応じた充実した活動ができるよう職員の資質・専門性の向上を図り、保育の質を高めていきます。

（各保育園の保育計画・事業計画等の詳細は添付のとおり）

#### ① 保育士等の専門性の向上

質の高い保育を展開するためには、保育園において子どもの保育に関わるあらゆる職種の職員一人一人が、その資質を向上させることが大切であるので、それぞれの職務内容に応じた専門性を高めるため、必要な知識及び技術の習得、維持及び向上に努めます。

#### ② 組織的な取組

保育園ごとに保育計画の展開状況や保育士等の自己評価を踏まえ、園全体での保育内容に対する自己評価を行うとともに、外部評価も導入した評価結果を分析し、園として

取り組むべき課題を明確にして改善を進め、質の高い保育サービスの提供に努めます。

### ③ 多様化する保育ニーズへの対応

女性の就業率の向上、就労形態の複雑化や核家族化等により多様化する保育ニーズに対応するため、特別保育の充実及び新たなサービスの研究や検討をまいります。

### ④ 子育て支援・相談体制の充実

保護者への支援・相談業務は保育士の役割でもあります。保護者の気持ちを受け止め、求めている子育ての問題や課題、相談に対して、その専門性を活かした子育て支援を実施します。

また、入所児童にとどまらず地域に開かれた子育て支援に関する拠点としての役割を担っていきます。

### ⑤ 食育の充実

「食育」は、食を営む力の育成に向け、乳幼児期における望ましい食に関する習慣の定着及び食を通じた人間性の形成や家族関係づくりによる心身の健全育成を図るために積極的に取り組むことが求められております。食育を保育の内容の一環として位置付け、安心安全、楽しい食と情報の提供並びに健康を守る自園調理提供に取り組むとともに、体調不良、食物アレルギーなど一人一人の子どもの心身の状態等に応じた対応をまいります。

また、子ども達と職員が同じ時間に同じものを食する職員給食を実施します。

### ⑥ 公開保育の実施

保育の質を高めていくためには、保育者が互いに学び合う風土づくりが大切であり、保育者の同僚性を高め、各保育園での実践事例を通して保育の良さや課題を見つめ直すことを目的に公開保育を実施します。

(公開保育実施予定園数 : 4園程度)

## (3) 病児等保育の受託

平成22年度に開設された「遠野市病児等保育施設(わらっぺホーム)」の運營業務を継続受託し、遠野病院や市関係部署等との連携を密に病児等の適切な看護及び保育の提供を行うとともに、保護者の就労支援にも繋げていきます。

## (4) 園舎等の施設整備

児童の安全を考え老朽化が進んでいる施設の整備を施設整備計画に基づき、市と連携しながら進めてまいります。昨年度は整備計画に基づき附馬牛保育園(児童館との合築)を改築整備し、新年度から供用を開始します。

今年度は平成31年度の整備で計画しております綾織保育園の設計を進めるとともに、旧附馬牛保育園の解体を行います。

更には、施設基準に基づく良好な施設環境の維持を図るため、全園で施設の点検を実施し、年次計画を立てながら計画的に補修及び改修を行ってまいります。

## (5) 小学校等との連携

子どもの育ちを次のステージ(小学校)へつなげていくことは、保育所の社会的責任でもあります。保育所保育指針に基づく保育園から小学校に入学する卒園児の情報提供(保育要録)を継続するとともに、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭におき、卒園後

の学びへの接続を意識した主体的で協同的な活動の充実を図っていきます。

また、障がい児（グレーゾーンの園児含む）の情報共有など、関係機関等との連携を強化します。

### 3 児童館・児童クラブの運営

平成30年4月から附馬牛児童クラブが児童館となり、指定管理者として管理運営を行うこととなります。そのことから、指定管理者として管理運営する児童館は7館となり、業務受託する児童クラブは4クラブとなります。市内全11小学校区に置かれている児童館（遠野・白岩・綾織・青笹・上郷・宮守・附馬牛）、児童クラブ（小友・土淵・鱒沢・達曾部）を運営し、放課後の居場所として遊び（体験・交流・学び等）を通し、健全育成に努めていきます。

#### (1) 職員の配置

館長は、熱意を持った方を委嘱し、1人・複数館担当の体制で対応します。職員体制は、正規職員を最低1名児童館に配置することで進めており、概ね配置が完了いたします。今後は、市と協議しながら児童クラブへの正規職員の配置を検討してまいります。

なお、各館・クラブには基本として、遊びの指導員（正規及び臨時）2名を配置しますが、利用状況等に応じ柔軟に増員対応します。

#### (2) 遊びの指導内容の充実

児童館は、健全な遊びを通して、子どもの生活の安定と子どもの能力の発達を援助していくことを目的に設置されている施設です。遊び自体の中に子どもを発達させる重要な要素があることから、遊びによって心身の健康を維持し、知的・社会的能力を高め、同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に自発的に取り組めるような事業やプログラムを工夫するなど内容の充実を図ってまいります。

また、中学校区ごとの合同の交流会等に積極的に取り組んでまいります。

#### (3) 職員の資質向上

年齢や発達状態が異なる多様な子どもたちが一緒に過ごす場である児童館・児童クラブの職員は、それぞれの子どもの発達の特徴や子ども同士の関係を捉えながら適切に関わる専門性が求められます。ついては、内部研修の充実を図るとともに、「児童厚生2級指導員研修」など積極的に専門研修への受講の機会を設けていきます。

#### (4) 要支援児童への対応

近年、増える傾向にある要支援（ADHD等障害又はこれに類する）児童の理解と保護者を含めた適切な対応や支援の在り方などについて、専門家を招請して講義及びケース検討の研修を実施し対応力の向上を図り児童に寄り添った支援を行ってまいります。

更には、保護者は勿論、養護の専門家や子育て総合支援センター、花巻清風支援学校遠野分教室などの専門機関等との連携を密にした対応に努めて行きます。

#### (5) 子育て（サークル活動）支援

就学児童が利用しない午前中の時間帯を中心に施設を在宅親子に活動場所として開放し、仲間意識の高まりや自主的活動を支援するとともに、子育てに関わる悩みや相談を子育て支援センターや各保育園と連携し対応してまいります。

#### 4 地域子育て支援センターの運営

子育て家庭等に対する相談指導、子育てサークル活動等への支援は、社会福祉法人としての公益的な取組でもあることからその充実を図ってまいります。

##### (1) 支援センター「まなざし」等の活動充実

支援センターには専任の所長を配置し、各保育園の子育て支援推進担当者(主任保育士に発令)、各児童館・児童クラブ指導員と連動して活動の地域的温度差を解消して、子育て支援の拠点としての機能の充実に努めます。

また、「まなざし」を利用する在宅親子に交流等の場を提供するとともに、親子同士の自主的活動支援、各地域子育てサークル活動の支援並びに合同事業や専門職による相談等を企画実施しながら利用の拡大を図っていきます。

##### (2) 支援団体等との連携

子育て支援連絡会「クレヨン」、協会退職職員(OB)組織「陽だまりの会」及び主任児童委員との連携を強化し、在宅親子等への育児支援を推進します。